8）第９条第２項の次に次の１項を加える。
　３　ＮＨＫは、第１項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、放送受信契約は解約されないものとすることができる。
9）第10条第１項中、「別に定める放送受信料免除の基準」を「免除基準」に改める。
10）第10条第３項の次に次の３項を加える。
　４　ＮＨＫは、免除基準に定めるところにより、定期的に、第２項に定める免除を受けようとする理由の証明書を発行する者への照会等により、第１項本文により放送受信料の免除を受けている者にかかる免除の事由が存続していることを調査するものとする。
　５　ＮＨＫは、免除の事由が存続していることを確認するため、第１項本文により放送受信料の免除を受けている者に対し、免除の理由の証明書の提出を求めることができる。
　６　ＮＨＫは、第４項または前項によっても免除の事由が存続していることを確認できない場合、その者の放送受信契約については、放送受信料を免除しないものとする。
11）第13条の２第２項中、「放送受信料免除の基準」を「免除基準」に改める。
12）付則第１項中、「平成22年12月１日」を「平成23年７月１日」に改める。
13）付則第８項の次に次の７項を加える。
（放送受信料の免除に関する経過措置）
　９　平成24年６月30日までの間は、「東北地方太平洋沖地震」および「長野県北部の地震」にかかる災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された区域内（帰宅困難者への救助にかかる適用区域である東京都を除く。）において第10条第１項本文により放送受信料の免除を受けている者については、同条第４項から第６項までの規定は適用しない。
（アナログ放送の終了に関する措置）
　10　第９条の規定にかかわらず、放送受信契約者がＮＨＫのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、ＮＨＫのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第１条第２項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から１年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。
　⑴　放送受信契約者の氏名および住所
　⑵　設置がないこととなった受信機の数
　⑶　受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
　⑷　ＮＨＫのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情
　11　ＮＨＫにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとする。
　12　ＮＨＫは、付則第10項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとすることができる。
　13　付則第11項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第５条第１項の適用については、同項中「第９条第２項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」と、「受信機を設置した月に解約となった」とあるのは「受信機を設置した月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第11項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第１項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。
　14　第３条第２項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している放送受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から１年以内に、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。
　⑴　放送受信契約者の氏名および住所
　⑵　変更にかかる受信機の数
　⑶　受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
　⑷　受信できる放送の種類に変更が生じた事由
　15　付則第11項および第12項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第14項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第10項の届け出」とあるのは「付則第14項の提出」と読み替えるものとする。

日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について

放送法（昭和25年法律第132号）第64条第２項の規定により、総務大臣の認可を受けて、日本放送協会放送受信料免除基準の一部を次のように変更し、平成23年７月１日から施行することになりましたので公告いたします。

平成23年７月１日　　日本放送協会

１）前文中、「第10条第１項に定める」を「における」に改めるほか、「放送受信料免除の基準」の次に「（以下「基準」という。）」を加える。
２）第２項の次に次の１項を加える。
　３　免除事由の調査
　日本放送協会放送受信規約第10条第４項の調査は、基準第１項⑶および⑷による免除については１年ごと、基準第１項⑴、⑵および⑸ならびに基準第２項による免除については２年ごとに行なうものとする。
３）付則第１項中、「平成21年４月１日」を「平成23年７月１日」に改める。

土地家屋調査士名簿登録等の公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録した者及び登録を取消した者を次のとおり公告する。

平成23年７月12日

日本土地家屋調査士会連合会

〈登　　録〉登録日・登録番号・氏名

平成23年６月１日付
東京7665　加知　弘幸　　東京7666　丸岡　郁志
埼玉2495　小池　俊介　　埼玉2496　池田　智昭
埼玉2497　藤田　一弘　　千葉2092　高山　和宏
千葉2093　千葉　洋志　　茨城1412　森本　力
静岡1717　高橋　信彦　　静岡1718　土屋健太郎
新潟2174　林　信雄　　大阪3128　福原　秀敏
大阪3129　塚田　徹　　滋賀 419　嶋谷　健児
愛知2775　柴田　直樹　　愛知2776　滿永　勝志
愛知2777　原田伸太郎　　岐阜1231　山田　昌幸
広島1828　籔　義晶　　山口 940　吉岡　英治
長崎 768　松屋　徳夫　　宮崎 778　甲田　俊一
札幌1155　竹田　幸雄　　旭川 292　渡辺めぐみ
平成23年６月10日付
東京7667　桐生　雅章　　群馬1002　佐藤　忍
京都 835　白尾　賢作　　京都 836　島田　弘
広島1829　折出　英雄　　徳島 492　山田　晃輔
平成23年６月20日付
東京7669　山内　康行　　愛知2778　石本　陽一
愛知2779　北川　泰之　　山口 941　百合野　崇
宮城 991　芹沢　佳人　　札幌1156　竹田　雄一

〈登録の取消し〉登録取消日・登録番号・氏名

平成23年３月５日付　福島 839　赤津　多
平成23年３月29日付　東京 919　小山　利雄
平成23年４月７日付　山梨 234　一瀬　満
平成23年５月10日付　京都 590　木下　光
平成23年５月21日付
栃木 682　大貫　茂　　岩手 842　川井　正敏
平成23年５月25日付　宮城 740　松野　久登
平成23年６月２日付　長崎 547　前田　稔
平成23年６月１日付
愛知1513　伊藤　貴之　　三重 493　村田　守人
福岡 727　矢野　敏博　　宮城 851　榎本　二郎
秋田 846　初瀬　武美
平成23年６月10日付
東京6363　鹿糠　壽博　　熊本 843　小西　健二
宮崎 696　山下　英幸
平成23年６月20日付
千葉 790　根岸　茂　　兵庫1176　池本　智